

一般社団法人日本神経病理学会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本神経病理学会（英語名 The Japanese Society of Neuropathology）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、神経病理学の研究を推進し、その発展をめざして会員相互並びに国内及び国外の関連機関との交流を図り、かつ関連臨床諸分野の診療の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術研究会の開催
- (2) 総会の開催
- (3) 学会誌の刊行
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。但し、やむを得ない事情により電子公告にて公告出来ない場合には、官報により行う。

第2章 会 員

(会員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、所定の会費を納入した個人
- (2) 名誉会員 当法人の活動に関し特に功労のあった者で、理事会により推薦され、かつ代議員総会及び会員総会において承認された個人
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を援助する団体又は個人で当法人の理事会及び代議員総会において承認された団体又は個人
- (4) 準会員 技術員あるいは学生

(入会)

第7条 当法人に入会しようとする者は、当法人の代議員又は役員のうち1人の推薦を受け、所定の入会申込書に会費を添えて申し込むものとする。

(会費)

第8条 会員は細則に定める会費を支払わなければならない。ただし、名誉会員は会費を免除される。

2 納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 第8条の支払い義務を、2年以上履行しなかったとき
- (5) 除名されたとき

2 正会員より選出される代議員が会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

(退会)

第10条 会員はいつでも退会することができる。ただし、事務局に退会届を提出するものとする。

(除名)

第11条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、代議員総会の1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、代議員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、理事長は、速やかにその結果を本人に通知するものとする。

(会長)

第12条 当法人に会長1名を置く。

- 2 会長は学術研究会を主催する。
- 3 当法人が必要と認めるときは、副会長を置くことができる。
- 4 会長及び副会長は、正会員のうちから理事会の推薦、代議員総会の承認を経て会員総会において決定される。
- 5 会長及び副会長の任期は、前年の学術研究会終了より始まり、主催する学術研究会の終了をもって満了とする。
- 6 会長は理事長の相談に応じ、理事長に助言を与えることができる。
- 7 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。ただし、副会長が不在の場合は理事長が代行する。

第3章 社員（代議員）

(社員の資格)

第13条 当法人には、正会員の10%以上の代議員を置くものとし、代議員をもって当法

人における一般社団・一般財団法人法上の社員とする。この定款の他の条項及び関連の規則等においても同様とする。

(代議員の選出)

第14条 代議員は、細則の定めるところに従い理事及び監事を含まない正会員により構成される代議員審査委員会の審査を経て、会員総会により選任する。

2 代議員審査委員会は、代議員審査を行う。代議員審査委員は5名とし、会員総会において選任する。委員長は委員の互選により選任する。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、代議員候補者として前項の代議員審査に申請することができる。

(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、別に定める細則に従い再任されることを妨げない。

2 代議員の欠員が生じた場合には、細則に定めるところに従い補充を行う。補充された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 代議員が総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はその任期中代議員たる地位を失わない。

(代議員の解任)

第16条 代議員の解任については代議員総会での決議を要す。この場合には、第11条の規定(同条中「会員」とあるのは「代議員」と、「除名」とあるのは「解任」とそれぞれ読み替える。)を準用するものとする。

(代議員の報酬)

第17条 代議員は無報酬とし、当法人の使用人として報酬を受け取ることもできない。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 15名以上

監事 2名

代議員総会議長 1名

2 理事のうち、1名を理事長とし、当法人における一般社団・一般財団法人法上の代表理事は理事長とする。この定款の他の条項及び関連の規則等においても同様とする。

(選任等)

第19条 役員は細則の定めるところに従い代議員総会において代議員の中から選任する。

2 理事長は、理事会において、理事の中から選任する。

3 役員は年齢は65歳未満とする。ただし、任期中に65歳に達する役員は、65歳に達する年度の次の年次学術研究会時に開催される定時代議員総会の終結の時までその任

にあたるものとする。

- 4 任期中に役員が交代する場合、選挙での次点者を役員に任命し、任期は前任者の残存期間とする

(理事長の職務権限)

第20条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 3 理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した理事がその職務を代行する。

(理事の職務権限)

第21条 理事は理事会を組織し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 役員任期は、1期2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期中の役員欠員により補充された役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第24条 役員は、代議員総会の決議によって解任することができる。この決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 役員は無報酬とし、当法人の使用人として報酬を受け取ることもできない。

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事により構成される。監事、代議員総会議長、会長及び次期会長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

- 3 理事会は、当該年度の事業報告、収支決算、次年度の事業計画、収支予算及びその他理事会及び代議員総会において必要と認められた事項を代議員総会の議決を経て、会員総会に報告し、その承認を得るものとする。

(開催及び召集)

第27条 理事会は年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合には、臨時理事会を招集することができる。

- 2 理事又は監事より会議の目的たる事項を示し請求があったときは、理事長はすみやか

に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、あらかじめ理事に対し会議の目的たる事項及び日時、場所を文書をもって通知しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第28条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第29条 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決する。

2 議案について、理事全員が書面又は電磁的記録により同意し、かつ監事全員が異議を述べなかったときは、理事会を開催することなくその議案を可決する旨の理事会の議決があったとみなすことができる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事（理事長が出席した場合は、理事長とする。）及び監事は、これに記名押印又は署名する。

第6章 代議員総会

(構成)

第31条 代議員総会は、代議員をもって構成する。代議員総会をもって、一般社団・一般財団法人法上の社員総会とする。

2 名誉会員は、代議員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(種類)

第32条 当法人の代議員総会は定時代議員総会及び臨時代議員総会の2種とする。

(開催)

第33条 定時代議員総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

(招集)

第34条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決にもとづき、理事長が招集する。

2 代議員総会を招集するには、あらかじめ会議の目的たる事項及び日時、場所を文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第35条 代議員総会の議長は、代議員総会議長がこれに当たる。代議員総会議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した代議員が代行する。

(定足数)

第36条 代議員総会は、代議員の5分の3以上の出席がなければ開催することができない。ただし、議事につき、あらかじめ書面をもって意思表示した者、又は他の代議員に書面をもって評決を委任した者は出席者とみなす。

(決議)

第37条 代議員総会の議決は、出席代議員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第38条 代議員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び代議員総会において選任された議事録署名人2名は、これに記名押印または署名する。

第7章 会員総会

(会員総会)

第39条 当法人の会員総会は正会員をもって構成する。

- 2 会員総会は定時会員総会及び臨時会員総会とする。定時会員総会は原則として年1回、学術研究会のとき開催する。
- 3 会員総会は会長が招集し、会長がその議長となる。
- 4 会員総会を招集するときは、正会員に対し、あらかじめ会議の目的たる事項及び日時、場所等を文書をもって少なくとも開催日の10日以前に通知しなければならない。
- 5 会長は、正会員の5分の1以上又は代議員総会、理事会より要請のあった場合は、臨時会員総会を招集しなければならない。
- 6 会員総会は、正会員の10分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思表示した者、又は他の正会員に評決を書面をもって委任した者は出席者とみなす。
- 7 会員総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び会員総会において選任された議事録署名人2名は、これに記名押印又は署名する。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第40条 理事会は必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、審議の要項と議決事項を理事会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第9章 基金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第10章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、理事長が作成し、理事会の決議を経て代議員総会の承認を受けなければならない。ただし、これを変更する場合、軽微な変更にとどまる限り、理事会の決議のみで足りるものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時代議員総会に提出し、1及び2号の書類についてはその内容を報告し、3から6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は代議員総会で、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の多数をもって決定し、会員総会において報告する。

(解散)

第46条 当法人は、一般社団・一般財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、代議員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、代議員総会の決議を経て、国又は地方公共団体、この法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イ乃至トに掲げる法人に帰属させるものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第49条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。(以下省略)

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。(以下省略)

(任意団体からの移行に伴う特別措置)

- 第51条 当法人の設立時社員及び当法人の成立時に任意団体日本神経病理学会（事務所：東京都新宿区大久保二丁目4番12号、以下「学会」という。）の評議員であった者については、第14条の規定にかかわらず、当法人の成立時に当然に当法人の代議員となる。ただし、設立時代表理事に対し、事前に反対の意思を表示した者は、この限りでない。
2. 次の各号に掲げる者は、当法人の成立時に当然に当該各号に定める者となる。ただし、設立時代表理事に対し、事前に反対の意思を表示した者は、この限りでない。
- (1) 当法人の成立時に学会の正会員であった個人 当法人の正会員
 - (2) 当法人の成立時に学会の準会員であった個人 当法人の準会員
 - (3) 当法人の成立時に学会の寄贈会員であった個人又は団体 当法人の寄贈会員
 - (4) 当法人の成立時に学会の会長又は平成31年度以降の会長予定者であった者 当法人の会長又は平成31年度以降の会長予定者
 - (5) 当法人の成立時に学会の名誉会員であった者 当法人の名誉会員
3. 第2項の規定により当法人の会長となった者の任期は、平成30年に行われる学術研究会の終了の日までとする。また、会長予定者となった者の会長としての任期は、それぞれ、あらかじめ定められた年の前年の学術研究会終了の日の翌日からその年の学術研究会の終了の日までとする。
4. 第14条第1項の規則（代議員選出規則）及び第19条第1項の規則（役員選任規則）は、当法人の最初の事業年度に係る定時代議員会の終結の時までに定めるものとし、当該規則が施行されるまでの間は、当法人の代議員及び役員の選任の手続については、学会の会則の例によるものとする。この場合においては、学会の会則中、「評議員」を「代議員」と読み替えるものとする。

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本神経病理学会設立のため、設立時社員高橋均及び村山繁雄は、本定款を作成し、次に記名押印する。

平成 30 年 3 月 1 日
平成 31 年 4 月 21 日改訂

設立時社員 高 橋 均

設立時社員 村 山 繁 雄